

えるぼし認定決定！！ 国立大学法人愛媛大学を認定しました



愛媛労働局は、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進に積極的な取組を進め、一定の基準を満たす企業として、国立大学法人愛媛大学を認定しました。

えるぼし認定の5つの認定基準のうち3つを満たしたことから、2段階目の認定（2つ星）となります。

国立大学法人愛媛大学

所在地：松山市

業種：教育・学習支援業

労働者数：4,086人

（うち女性2,324人）

認定段階：2段階目

（5つの評価項目のうち、②継続就業、
③労働時間等の働き方、⑤多様なキャリアコースの評価項目をクリア）

認定日：令和5年12月21日



愛媛大学 堀副学長 愛媛労働局 小宮山局長

堀副学長からは、「愛媛大学の女性活躍推進をさらに加速させるため、トップの意識を変える必要がある。次は3つ星を目指して尽力します。」と、力強いコメントをいただきました！！

えるぼし認定を取得すると認定マークを求人や商品などに付けることができ、女性活躍推進企業であることを対外的にもPRすることができます。



<えるぼし認定とは>

女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業が申請により認定を受けることができます。

<えるぼし認定のための5つの基準>

- ①採用 ②継続就業
- ③労働時間等の働き方 ④管理職比率
- ⑤多様なキャリアコース

愛媛労働局では、えるぼし認定を取得したい、認定を目指した取組を進めたいなど、女性活躍推進を進める企業の皆様への支援を強化しています！！

企業の実情に沿ったアドバイス、認定申請に向けたきめ細やかな支援を実施しています。お気軽にお問合せください。

愛媛労働局雇用環境・均等室

電話 089(935)5222

えるぼし認定、女性活躍推進について
愛媛労働局ホームページもご覧ください！